

令和7年度
U-SPORT PROJECT コンソーシアムを活用した団体連携型企画実行促進事業
公募要領

1 事業名

U-SPORT PROJECT コンソーシアムを活用した団体連携型企画実行促進事業

2 事業の趣旨

パラスポーツを起点とした社会的価値創出を目指す取組は、従来の枠組みにとらわれない自由な発想や、地域・世代・分野を越えた協働によって、パラスポーツの可能性を広げるものであり、具体的な課題意識やアイデアを有するもの、社会的波及効果が期待されるものも多くあるが、実現に向けたパートナーやリソースが不足している等により、新たな取組の創出や持続可能な活動に繋がらないといった課題がある。

以上を踏まえ、本事業は、U-SPORT PROJECT コンソーシアム加盟団体等間の連携を基盤とし、パラスポーツを起点とした社会的価値創出を目指す取組のうち、特に、具体的な課題意識等があり、かつ、実現に向けたパートナーやリソースが不足しているものについて、支援を行うことにより、新たな取組の創出や持続可能な活動に繋げることを目的とする。

3 事業の内容

受託者は、上記目的の達成に向けて、以下の事業を実施するものとする。

(1) パラスポーツを媒介とした社会課題の解決に向けた事業の実施

U-SPORT PROJECT コンソーシアム加盟団体（パラスポーツ団体・民間企業・自治体等）が他分野の団体（例：民間企業が受託者となる場合、パラスポーツ団体と連携する等）と連携し、パラスポーツを媒介とした社会課題の解決を目指す事業を実施する。

なお、提案にあたっては以下に留意すること。

1) 提案団体について

- ・ 契約締結時までに、「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」に加盟していること（提案時は申請中でも可）。

- ・ 実施意欲があり、連携先が未確定の団体であること。

※ 連携先については、団体採択後、U-SPORT PROJECT 事務局（以下、「事務局」）にてマッチングを予定している。

2) 提案する取組について

- ・ 背景となる現在認識している社会課題およびその解決方法を明示した上で、対象となる取組を提案すること。

- ・ 他分野の団体（民間企業・パラスポーツ団体・自治体等）との連携を前提とした事業内容であること。

※ 単なる協賛ではなく、課題解決の当事者としての関係性を構築すること。

- ・ 今後の事業継続性（自走化の可能性）および社会的波及効果が期待される取組であること。

【提案内容の参考例】

※ 以下は提案内容の参考例です。同趣旨の提案内容であっても採択を保障するものではありません。

パラスポーツ団体による提案例

- ・地域の自治体や教育関係機関と連携し、パラアスリートによる体験会や講話を通じた「インクルーシブ教育プログラム」を開発。
- ・自治体との協働により、継続可能な授業モデルやアスリート発掘モデルとして地域展開。

民間企業による提案例

- ・IT企業が最新の技術を活用し、自治体や特別支援学校等と連携したパラスポーツ体験プログラムの支援環境を構築。
- ・自社の技術提供に加え、参加者データの取得・検証も実施するなど、実証実験を通じて、これまでスポーツにアクセスできなかった障害のある人へ新たな機会の提供を図る。
- ・教育機関・福祉施設・パラスポーツ団体と連携し、障害のあるこども・若者のキャリア教育の一環として、パラスポーツ体験と地元企業との雇用マッチングを組み合わせたイベントを実施。
- ・アスリート発掘と参加者の成長支援、地元企業の雇用創出と障害者雇用率改善に資するモデル構築。

自治体による提案例

- ・地域の自治体が管理するスポーツ施設や公園を活用した、パラスポーツ体験ができる仕組みの常設化。
- ・地元のパラスポーツ団体やパラアスリートと連携した、誰もが気軽に参加できる交流型スポーツの導入と市民意識の醸成。

3) その他

- ・事務局が連携先を探索するにあたり、連携先に期待する役割や機能を具体的に記載すること。

(2) 効果の検証

本事業の実施にあたっては、以下の観点から効果検証を行い、事業の成果および今後の展開可能性を明らかにするものとする。

・参加者の属性の把握

参加者数に加え、年代、居住地域、障害の有無、パラスポーツの経験の有無などの属性を把握し、事業の対象範囲や多様性等を評価する。

・意識変化および満足度の測定

参加前後における意識の変化や満足度について、アンケート等を通じて定量・定性の両面から評価を行う。

・継続的な参加意思および地域展開の可能性

参加者の継続的な関与意思や、他地域・他団体への展開可能性についても把握し、事業の持続性

と波及効果を検証する。

(3) 実施事業に関する情報発信

本事業および「U-SPORT PROJECT」全体の認知促進による社会的気運の醸成や取組の横展開を図るため、以下の情報発信を行う。また、その他広報・情報発信を行う場合は事務局に共有すること。

- ① 実施する事業の内容や取組状況について、「U-SPORT PROJECT」ホームページや SNS をはじめとしたメディア、独自のネットワークを活用して情報発信すること。

※「U-SPORT PROJECT」ホームページ：<https://u-sport.go.jp>

- ② ①に加えて、スポーツ庁が運営する、スポーツ参加機会を提供するポータルサイト「こコスポ」の管理者アカウントを取得し（無料）、本事業内で新たに整備したパラスポーツ実施環境や、本事業内で実施する取組に関する情報を、「こコスポ」を積極的に活用して発信すること。

※「こコスポ」ホームページ：<https://cocospo.go.jp/>

(4) 事業成果の報告

本事業の成果について、下記のとおり報告を行う。ただし、事業の進捗状況については、スポーツ庁及び事務局の求めに応じて適時報告すること。

- ① 委託事業成果報告書及びその概要等の作成・提出

(1)～(3)の業務により得られた成果を基に、事業の概要及び他の競技団体等の参考となるポイントを記載した報告書を取りまとめ、スポーツ庁及び事務局と事前協議の上、印刷物2部及び原稿（Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式又は PDF 形式により作成するものとする。）を事務局に提出すること。また、報告書の内容を概ね4頁以内にまとめた概要を作成（Microsoft PowerPoint 形式により作成するものとする。）し、報告書中に盛り込むこととする。なお、報告書及びその概要については、原則、スポーツ庁ホームページに掲載する予定であることに留意すること。

併せて、報告書及びその概要の他、本事業関連資料一式（実行委員会配布資料及び議事録、事業の広報資料等）のドキュメントデータ（Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式又は PDF 形式）についても提出すること。

- ② 事業報告会での報告（予定）

事務局が開催する事業報告会（東京都内もしくはオンライン開催予定）において、事前に概要を作成・事務局に送付した上で、事業実施内容の報告等を行う。なお、概要については、①で作成したものと同一のもので差し支えないが、別途報告会向けに作成することは妨げない。

※事業報告会の日程は、令和8年3月を予定しているが、詳細時期等は別途指示する。

※事業報告会の参加に必要な経費は事業経費予定額に計上すること。

4 委託先

以下のいずれかに該当する団体

- ・ U-SPORT PROJECT コンソーシアム加盟団体
- ・ U-SPORT PROJECT コンソーシアムへの加盟申請中の団体

※応募団体は、事務局との連絡・調整および事業報告が可能な体制を有すること。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 委託期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約を締結した日～令和8年2月27日（金）

契約件数：2件程度

事業規模：1件あたり1,000千円（税込）を上限とする。

※最終的な採択件数等は、予算の範囲内において、事務局で決定する。

7 選定方法等

(1) 選定方法

事務局およびスポーツ庁において、提出された企画提案書等について書類審査を実施し、U-SPORT PROJECT コンソーシアムアドバイザー機関において審査・選定する。また、必要に応じて申請団体に対してヒアリングや提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 審査基準

令和7年度「U-SPORT PROJECT コンソーシアムを活用した団体連携型企画実行促進事業」審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

(4) 条件付き採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

8 公募説明会の開催

本公募に関わる説明会を、以下日時にオンラインで開催する。

・日時：令和7年9月19日（金）14:00～15:00

・形式：オンライン開催（zoomを予定）

・申込方法：公募説明会希望者は、下記の登録フォームより、参加団体名、参加者名、参加者のメールアドレス、連絡先（電話番号）を記載の上申し込みを行うこと。説明会当日は、登録フォーム入力後、発行したzoomのリンクから参加すること。

※申込締切：9月18日（木）15:00まで

【登録フォーム】<https://forms.gle/4aAZgbaBjSdwns8Y8>

※説明会への出席有無は、審査結果に関連しないものとする。

※申込内容に変更等がある場合は、事務局メールアドレス<info@u-sport.go.jp>まで連絡すること。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

9 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

10 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 (Word)
- ② 委託事業経費予定額 (Excel)
- ③ 申請団体の概要
- ④ 「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」への加盟、または加盟申請中であることが確認できる資料
- ⑤ 最新の財務諸表等の資料
- ⑥ 暴力団体等に該当しない旨の誓約書
- ⑦ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

※①～⑦はいずれも PDF データ形式で提出すること。ただし、①・②については、PDF ではない加工可能なデータについても併せて提出すること。

※①・②・⑥は、別途支給する様式を用いること。

※③・④・⑤の様式は問わない。

(2) 提出先及び公募に関する問合せ先

U-SPORT PROJECT 事務局

東京都世田谷区北沢 1-24-21 ARIA3001

(担当者名：直井・角田)

e-mail：info@u-sport.go.jp

(3) 提出方法

(1) の提出書類の電子データ (PDF 形式) を電子メールにて、(2) に示す提出先のメールアドレスまで提出すること (押印不要)。また、メールの件名は「【団体名】U-SPORT PROJECT コンソーシアムを活用した団体連携型企画実行促進事業応募提出書類」とすること。

なお、メール送信上の事故 (未達等) について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和 7 年 10 月 6 日 (月) 17 時 (必着)

(5) その他

- ア 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- イ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。
- ウ 期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

11 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙2の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) (1) は、地方公共団体又は独立行政法人には適用しない。

12 障害者差別解消法改正を受けた対応

本企画競争に参加を希望する者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第5条の規定に基づき、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、必要な環境の整備に努めること。

13 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約に際して、情報セキュリティ対策の観点から、契約予定者には、情報管理にかかる基本方針の明確化、具体的なセキュリティ管理策の実施、個人情報保護対策、腐敗防止に関する法令遵守態勢の整備や、対応状況に関する報告書類の提出（情報管理体制等確認書など）を求める。情報セキュリティ対策が十分でない場合には、契約締結を行わない場合がある。

契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。

なお採択者から、構成団体等への再委託は認めない。

14 スケジュール

- ① 公募開始：令和7年9月12日（金）
- ② 公募締切：令和7年10月6日（月）17時
- ③ 選定：令和7年10月中旬
- ④ 契約締結：令和7年10月中旬以降
- ⑤ 契約期間：契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

- ※ 契約締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。
- ※ 事業開始日は、契約予定者選定後、事務局と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

15 その他

(1) 契約締結に関する留意事項

- ・ 本事業の実施にあたっては、Sport in Life 推進プロジェクト委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等が準用されるため、これらを遵守すること（基本的にはスポーツ庁を株式会社コクーンエイトと読み替える）。
- ・ 支払うべき金額は、委託事業期間終了後の確定検査において確定する。また、事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額を上限額とする。
- ・ 委託費の支払いは、原則として事業終了後に支払うべき額を確定した後の精算払いとなる。それまでの間は事業者における立替払となることに留意すること。（代表団体は、株式会社コクーンエイトとの契約締結の主体になることができ、かつ、原則として契約期間終了後の一括精算に耐え得ることを条件とする。）
- ・ 委託費の対象経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
- ・ 代表団体からプロジェクトチーム構成団体等へ本事業の一部を再委託（事業の企画・運営自体の委託）することは認められないが、労働・役務の提供（代表団体による事業の企画・運営するプロジェクトにおける一部業務の遂行）に関する請負契約を締結することは可能とする。

(2) 確定検査について

- ・ 委託金額の適切な執行及び確定にあたり、株式会社コクーンエイトが中間検査（委託事業期間中）、確定検査（委託事業期間後）を実施する。
- ・ 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費に係る帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。原則として、確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は対象外となること、および委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意すること。

(3) 委託費の対象となる経費に関する留意事項

- ・ 委託費とは、本来、株式会社コクーンエイトが自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。すなわち、「令和7年度 U-SPORT PROJECT コンソーシアムを活用した団体連携型企画実行促進事業」という株式会社コクーンエイトが実施する国の事業の一部を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として、受託者に対して支払われるものであり、受託者の利益になるような計上は認められない。
- ・ 委託対象経費については、企画提案書別紙「経費計上の留意事項等」を参照のこと。
- ・ 本事業に直接必要のない経費や契約期間外に支出した経費、委託対象経費として記載のない経費については、本委託事業の対象経費としては計上できない。

- ・対象経費の計上に当たっては、その必要性および金額の妥当性を明確にすること。

- (4) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は事務局が決定する。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (6) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (7) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む。）
 - ・ 委託事業経費予定額内訳の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規程、見積書、一般管理率算定根拠資料など）
 - ・ 銀行口座情報
- (8) 事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。